

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第十二号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表困難専門事務の項の次に次のように加える。

医療職 （医師 及び歯 科医師 ）	保健所等に勤務する 医師及び歯科医師の 職務	医療 職給 料表	博士課 程修了 給	一級二十九号 一級六十五号給
		(一)	卒 大学六	一級五号給

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。